

# **第1回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会**

**2024（令和6）年6月3日（月） 10時から  
さくらリサイクルセンター 大会議室**

## 検討委員会の構成

区分	所属団体・役職等	氏名
伊賀市	副市長	宮崎寿
名張市	副市長	中村岳彦
笠置町	参事	前田早知子
南山城村	副村長	中嶋孝浩
三重県	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長	中島伸幸
京都府	総合政策環境部 循環型社会推進課長	水落高明
学識経験者	立命館大学 理工学部 環境都市工学科教授	樋口能士
	三重大学院 大学院 工学研究科准教授	勝又英之
	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	八鍬浩
地域代表	花垣地区住民自治協議会 会長	上島啓二
	桐ヶ丘地区住民自治協議会 会長	上田真希
	名張市地域づくり代表者会議 会長	時枝民生
	笠置町区長会 会長	二滝宏司
	伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生 ビジョン懇談会 南山城村委員	大仲順子

## 諮詢事項

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想の策定について

- (1) 基礎調査
- (2) 広域化に向けた現状分析
- (3) 将来予測
- (4) ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討
- (5) 広域化の検討と整理

# これまでの経緯について

## 1. ごみ処理の現状と課題

伊賀市及び名張市におけるごみ処理につきましては、伊賀市北部地区をさくらリサイクルセンターが、伊賀市南部地区及び名張市全域を伊賀南部クリーンセンターがそれぞれ担っていますが、地元地域との操業協定が令和16年3月までの期限とされています。

笠置町及び南山城村につきましては、和束町と共に相楽東部クリーンセンターにおいて可燃ごみの焼却をしていましたが、地元地域との操業期限の到来により操業を停止し、そのごみ処理を伊賀市内の民間施設に頼っている状況です。

このように、4市町村においては、持続可能なごみの適正処理に向けた新しいスキームの構築が必要であり、その手段として広域化・集約化を検討する必要があります。

## 2. ごみ処理広域化の検討

ごみ処理施設の広域化については、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に係る通知が発出されており、現在の社会情勢を踏まえ、将来にわたり、持続可能な適正処理を確保できる体制のあり方を検討することが必要であると示されています。

三重県におかれましては、各自治体が行った方向性の意思決定に対し、意向を十分に斟酌しながら、必要な協力、調整を行うとされています。

京都府におかれましては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など、様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用する考え方のもと、広域化プランを令和5年12月に策定されました。

伊賀市では平成26年3月、伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会より「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する答申」の中で、財政状況から考えると、施設の更新や維持管理については、単独で実施することが困難な状況であり、効率的なごみの減量化・資源化及び施設整備・運転管理の検討を行う必要があるため、将来的なごみ処理の広域化を基本理念とすべきと示されました。

名張市では令和2年2月、伊賀市、名張市、伊賀南部環境衛生組合において「伊賀市・名張市における一般廃棄物処理方法検討会」の報告書がまとめられ、建設時のスケールメリットにおいて、100t/日規模の施設と200t/日規模の施設建設費を比較した場合、ごみ処理施設の規模が2倍になったとしても建設費は2倍とはな

# これまでの経緯について

らないため建設経費の削減が十分期待できること、また、単独設置と広域化された施設の運営に係る人員はほぼ同数となるため、運営経費の削減効果も大きいことなどから、伊賀市及び名張市の両市による新しい施設でのごみ処理広域化を検討していくという結論に至り、既存施設の操業を令和16年3月末まで延長し、広域化に向けた協議を始めてまいりました。

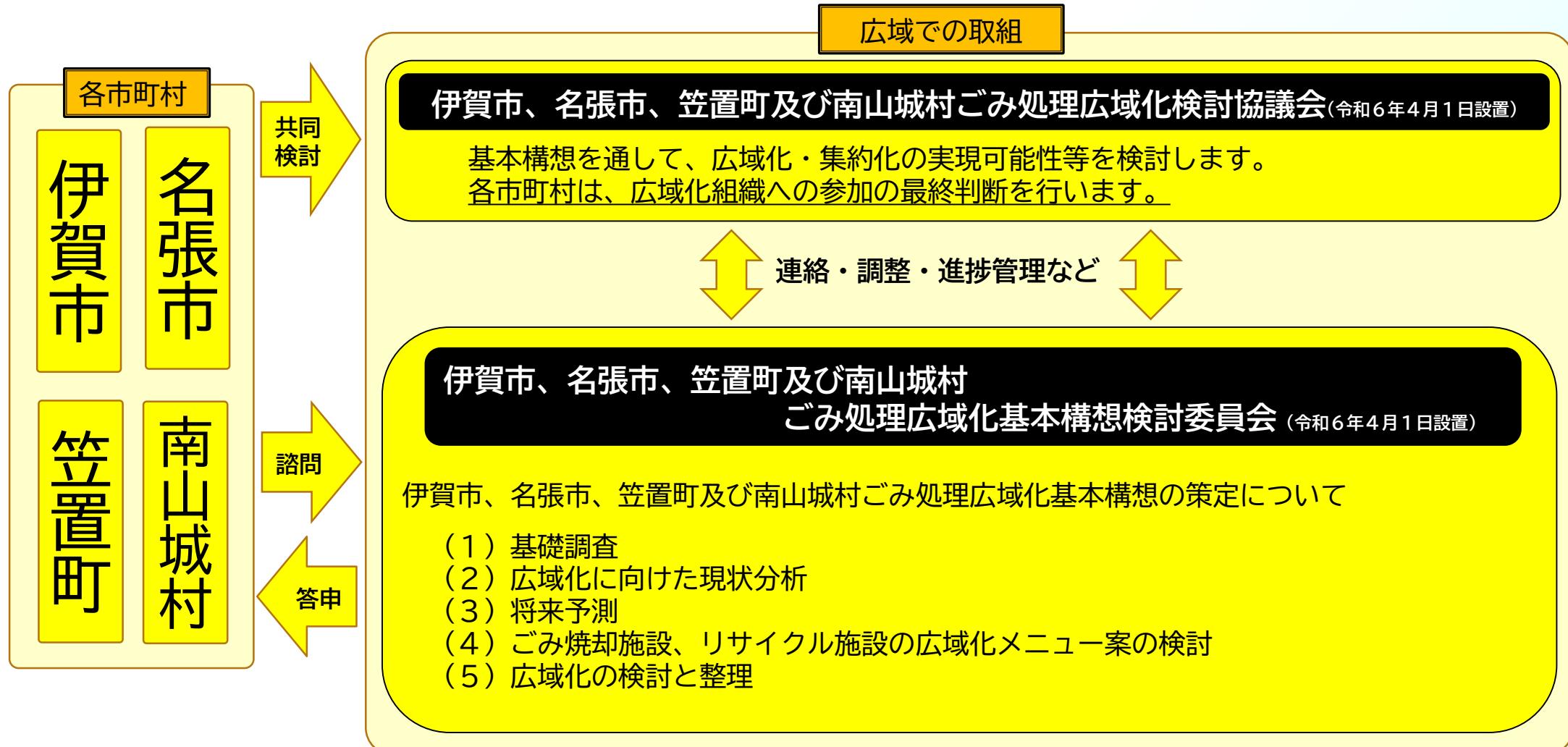
笠置町及び南山城村では、和束町を含めた相楽東部クリーンセンターを現在、休炉としていますが、用地内的一部で崩壊が懸念されることから廃炉も視野に入れた検討が必要な状態です。また、単独で自区内処理の整備を行うには施設規模が3t/日程度しかないため整備が困難であり、京都府内のごみ処理施設等への参画は操業期限のタイミング等からも困難であると判断しました。

伊賀市を中心市として形成している定住自立圏の構成町村という繋がりもあり、令和5年3月、伊賀市に対してごみ処理広域化の協議への参画を表明いたしました。

いずれの市町村においても、ごみの排出抑制に関する周知やごみの分別による資源化の向上により、ごみの減量に努めておりますが、令和4年4月から施行されたプラスチック資源循環法に対応できるような、体制は整備出来ておらず、また、人口減少とともに、ごみの総排出量も減少していくなか、単独での施設となると、一般廃棄物の安定的な処理を継続することは困難が予想されます。

一般廃棄物の安定的、効率的、かつ持続可能な適正処理の確保を目指した施設運営や整備の検討が共通の課題であることから、三重県及び京都府の職員の方にも協議の場に入っていただき、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が連携しながら、広域化を検討してまいります。

# これまでの経緯について



# 基本構想策定について（検討内容）

## 1. 基礎調査

広域化に向けた基本的事項として以下の事項について整理すること。

- (1) 位置づけの整理
- (2) 基本方針の設定

ごみ処理施設の整備にあたり、目指すべき基本方針を整理し、設定する。

- ①目標年次
- ②期間の設定

### (3) 地域の概況整理

ごみの排出実態を把握する基礎的情報となる自然的概況、人口動態・分布、市街地・集落等の動向、産業動向、土地利用状況、道路交通の状況、開発等の将来計画等を構成市町村別に把握、整理する。

### (4) ごみ処理システムの現状と課題

ごみ処理システムを把握するため基礎的情報であるごみ排出量・処理処分量の推移、ごみ質（組成）、ごみ処理の流れ（収集・運搬、中間処理、最終処分）、リサイクル等の現状と課題を市町村別、ごみの種類別に把握整理する。なお、関連施策として実施しているごみ袋の指定、手数料、ごみの減量化、集団回収の助成、生ごみ堆肥化資材助成等の状況と課題についても構成市町村別、ごみの種類別に把握整理する。

### (5) 最新技術の動向調査

ごみ処理、資源化、最終処分等の最新技術について調査し、整理する。

### (6) 公害防止基準

公害防止基準について整理する。

### (7) 関係法令等の動向

ごみ処理施設を整備するうえでの国の方針、関係法令及び関連計画について、国・県の動向を把握しつつ整理する。

## 2. 広域化に向けた現状分析

構成市町村の社会経済状況やごみ処理システムの現状、施設更新に向けた検討状況等を踏まえたうえで、広域化に向けた現状の分析を行う。

また、近隣自治体の事例について調査すること。

## 3. 将来予測

構成市町村の一般廃棄物処理基本計画、既存データ等を基に、将来人口及び将来ごみ量の目標と整合を図り、将来のごみ発生量、ごみ質等を推計する。

# 基本構想策定について（検討内容）

## 4. ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討

### (1) 広域化メニューの抽出

基礎調査の内容、ごみ処理・資源化新技術の開発動向を踏まえたうえで、今後のごみ処理技術の側面やごみ問題の社会的動向を十分に考慮し、複数案の広域化メニューを設定する。

なお、ごみ焼却施設とリサイクル施設については一体型を前提とする。

### (2) ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討

複数案の広域化メニュー案に対して、長期的、多角的な視点からの比較検討を行う。

- ・経済性、運営体制の継続性

建設（交付金利用）、維持管理、収集運搬にわたる経済性の比較を行うものとし、集約施設の建設予定地が未定の場合、既存焼却施設用地等の代表地点による収集運搬費の算定を行うこと。

また、広域化に向けた事業への参入意向に関してプラントメーカー等に調査を行うものとする。

- ・参入意向調査（アンケート形式）

- ・ヒアリング（対面形式）

- ・エネルギー回収、エネルギー消費、温室効果ガスの削減

- ・廃棄物の資源化

- ・バイオマス利活用の推進
- ・災害対策の強化
- ・その他

## 5. 広域化の検討と整理

前述の検討結果に基づき、広域化メニューを整理する。

### (1) 計画目標の設定

計画の目標年次、ごみ減量等の目標値

ごみ減量化・再生利用計画、処理計画（収集運搬・中間処理・最終処分）の設定

### (2) ごみ処理施設の整備方針

①施設規模の設定

②施設整備概要

③環境保全目標の検討

### (3) 組織運営体制（事業方式）

構成市町村が果たす役割（収集～最終処分に至る役割分担）

及び、事業運営手法（公設公営方式、公設民営方式（DBO方式）、民設民営方式（PFI方式））、民設民営方式（公民連携方式）、費用分担等について整理する。

### (4) 実施スケジュール事業

スケジュールの検討

## 基本構想策定について（検討内容）

### (5) 財政計画

概算事業費の算定及び構成市町村の財政計画の取りまとめ。

### (6) その他の留意事項

広域化実現までに留意すべき事項について整理する。

# 各市町村におけるごみ処理施設の現状

人口：令和6年4月1日時点  
(伊賀市は令和6年3月31日時点)

## 相楽東部クリーンセンター

- ・焼却施設 20 t / 日 (8 h)  
地元協定期間 平成31年3月まで  
【休炉】 平成31年3月
- ・資源化施設無し 資源ごみは民間処理委託
- ・対象地域：笠置町、南山城村、和束町

南山城村  
人口 2,425人

伊賀市  
人口 85,340人

笠置町  
人口 1,108人

## 民間処理施設

青山地域を除く伊賀市及び相楽東部3町村の可燃  
ごみの受け入れ

## さくらリサイクルセンター

- ・中継施設135 t / 日 (16 h)  
地元協定期間 令和16年3月まで
- ・資源化施設17.3 t / 日 (5 h)  
地元協定期間 令和8年3月まで
- ・対象地域：伊賀市北部地区

名張市  
人口 74,780人

## 伊賀南部クリーンセンター

- ・焼却施設95 t / 日 (24 h)
- ・リサイクル処理施設45.5 t / 日 (5 h)
- 地元協定期間 令和16年3月まで
- ・対象地域：名張市、伊賀市南部地区

# ごみ処理施設の状況

令和5年10月16日  
任意協議会資料

施設名	さくらリサイクルセンター	伊賀南部クリーンセンター	相楽東部クリーンセンター 【休止中】H31.3月末
施設所管	伊賀市(青山地域を除く)	伊賀南部環境衛生組合 (名張市・青山地域)	相楽東部広域連合 (笠置町・和束町・南山城村)
竣工年月日	(可燃ごみ処理施設) 平成14年10月	平成21年2月6日	平成11年3月
	(資源化施設) 平成22年7月		
所在地	伊賀市治田3547番地13	伊賀市奥鹿野1990番地	和束町大字下島小字雨堤18-1他
敷地面積	21,247m <sup>2</sup>	36,447m <sup>2</sup>	18,900m <sup>2</sup>

# ごみ処理施設の状況

令和5年10月16日  
任意協議会資料

施設名	さくらリサイクルセンター	伊賀南部クリーンセンター	相楽東部クリーンセンター 【休止中】H31.3月末
施設能力	(可燃ごみ処理施設⇒中継施設) 135 t /日(16h) (資源化施設) 17.3 t /日(5 h)	(焼却施設) 95 t /日(24h) (リサイクル処理施設) 45.5 t /日(5 h)	(焼却施設) 20 t /日(8 h)
施設整備費	可燃ごみ 約3,900百万円 資源化 約1,300百万円 中継 約200百万円	約4,512百万円	約2,017百万円
地元協定期間	(可燃ごみ) 平成14年10月～令和元年7月 (中継施設) 令和元年8月～令和16年3月 (資源化) 平成22年7月～令和8年3月	(当初) 平成21年2月～令和6年1月 (延長) 令和16年3月	平成11年4月～平成31年3月
ごみ総処理量 (令和4年度実績)	22,634 t 【伊賀市(青山地域を除く)】	19,848 t 【名張市】 2,166 t 【青山地域】 合計：22,014 t	392 t 【笠置町】 604 t 【南山城村】 (980 t : 和束町)

# 各市町村におけるごみ分別・収集状況

令和5年10月16日  
任意協議会資料

分類表\市町村	伊賀市（北部）	伊賀市（南部・青山地域のみ）	名張市	笠置町・南山城村・（和束町）
分別品目	可燃ごみ（週2回）	燃やすごみ（週2回）	燃やすごみ（週2回）	燃えるごみ（週2回）
	硬質プラスチック・革製品類（月1回）	燃やさないごみ（月1回）	燃やさないごみ（月1回）	プラスチック製容器包装（週1回）
	容器包装 プラスチック（週1回）	容器包装 プラスチック（週1回）	小型家電（月1回）	その他プラスチックごみ（月1回）
	びん類（月1回）	びん類（月1回）	びん類（月1回）	びん類（月1回）
	金属類（月1回）	缶類（月1回）	缶類（月1回）	缶類（月1回）
	ペットボトル（月1回）	ペットボトル（月1回）	ペットボトル（月1回）	ペットボトル（月1回）
	アルミ缶（月1回）	ライター（月1回）	乾電池類（月1回）	粗大ごみ（月1回）
	埋立ごみ（年6回）	廃食油（年4回）	スプレー缶（月1回）	乾電池類（回収ボックス）
	廃食用油（年4回）	体温計・温度計・蛍光管・電球（年4回）	ライター（月1回）	体温計・温度計・蛍光管・電球類（回収ボックス）
	紙・布類（月1回）	乾電池類（月1回）	体温計・温度計・蛍光管・電球類（年4回）	小型家電（年6回・回収ボックス）
	粗大ごみ (戸別収集・直接搬入)	金属類（年4回）	廃食油（年4回）	資源回収（各区・自治会で回収） 新聞・雑誌・段ボール等
		古紙・古布類（月1回）	金属類（年4回）	家電4品目（戸別収集・直接搬入）
		粗大ごみ（戸別収集・直接搬入）	紙類（月1回）	
		家電4品目（戸別収集・直接搬入）	繊維類（月1回）	
		小型家電（月1回）	粗大ごみ（戸別収集・直接搬入）	
			家電4品目（戸別収集・直接搬入）	

# 各市町村におけるごみ袋有料化状況

令和5年10月16日  
任意協議会資料

ごみ袋種類	伊賀市(北部)	伊賀市(南部・青山地域のみ)	名張市	笠置町・南山城村・(和束町)
可燃ごみ45ℓ	350円/10枚	350円/10枚	480円/10枚	300円/10枚
可燃ごみ30ℓ	250円/10枚	250円/10枚	300円/10枚	200円/10枚
可燃ごみ20ℓ	150円/10枚	150円/10枚	180円/10枚	—
可燃ごみ15ℓ	—	—	—	150円/10枚
可燃ごみ10ℓ	—	80円/10枚	80円/10枚	—
可燃ごみ5ℓ	—	50円/10枚	—	—
プラスチック容器包装	—	—	—	100円/10枚
その他プラスチック	—	—	—	100円/10枚

# 各市町村におけるごみ排出量

令和5年10月16日  
任意協議会資料

	伊賀市	名張市	笠置町	南山城村	合計(t)
可燃ごみ (家庭ごみ収集)	13,508.85	11,553	183.68	310.61	25,556.14
不燃ごみ (家庭ごみ収集)	321.18	502			823.18
粗大ごみ	438.48	1,001	80.29	165.21	1684.98
資源ごみ	3288.02	890	40.19	85.15	4303.36
直接搬入 (家庭ごみ)	1,153.29	462	0.4	4.74	1,620.43
直接搬入 (事業ごみ)	520.86	749	87.05	38.01	6,085.92
許可収集 (事業ごみ)	5,569.28	4,691			5,569.28
合 計	24,799.96	19,848	391.6	603.7	45,643.29
人口(人)	86,418	75,701	1,148	2,481	165,748
一人当たり 一日排出量(g)	786.2	718.4	934.5	666.6	754.4

令和5年3月末日人口です。

参考：全国平均1人1日当たりごみ排出量 918g 【出典 環境省一般廃棄物処理実態調査の結果（令和元年度）】

# ごみ処理施設の維持管理費用

令和5年10月16日  
任意協議会資料

施設名	さくらリサイクルセンター	伊賀南部クリーンセンター	相楽東部クリーンセンター 【休止中】H31.3月末
年間運営経費	1,342,356千円	1,349,954千円	259,408千円
ごみ搬入量	22,634t	21,256t	2,055t
処理単価	59,307円/t	63,509円/t	126,233円/t

- ※ 伊賀南部クリーンセンターは令和4年度決算見込のため参考値です。  
相楽東部クリーンセンターは和束町も含んだ3町村の数字です。（令和3年度実績）
- ※ 年間運営経費は施設維持管理経費及びごみ収集経費です。  
うち、年間運営経費は施設運営費・ストックヤード運営費・収集経費です。

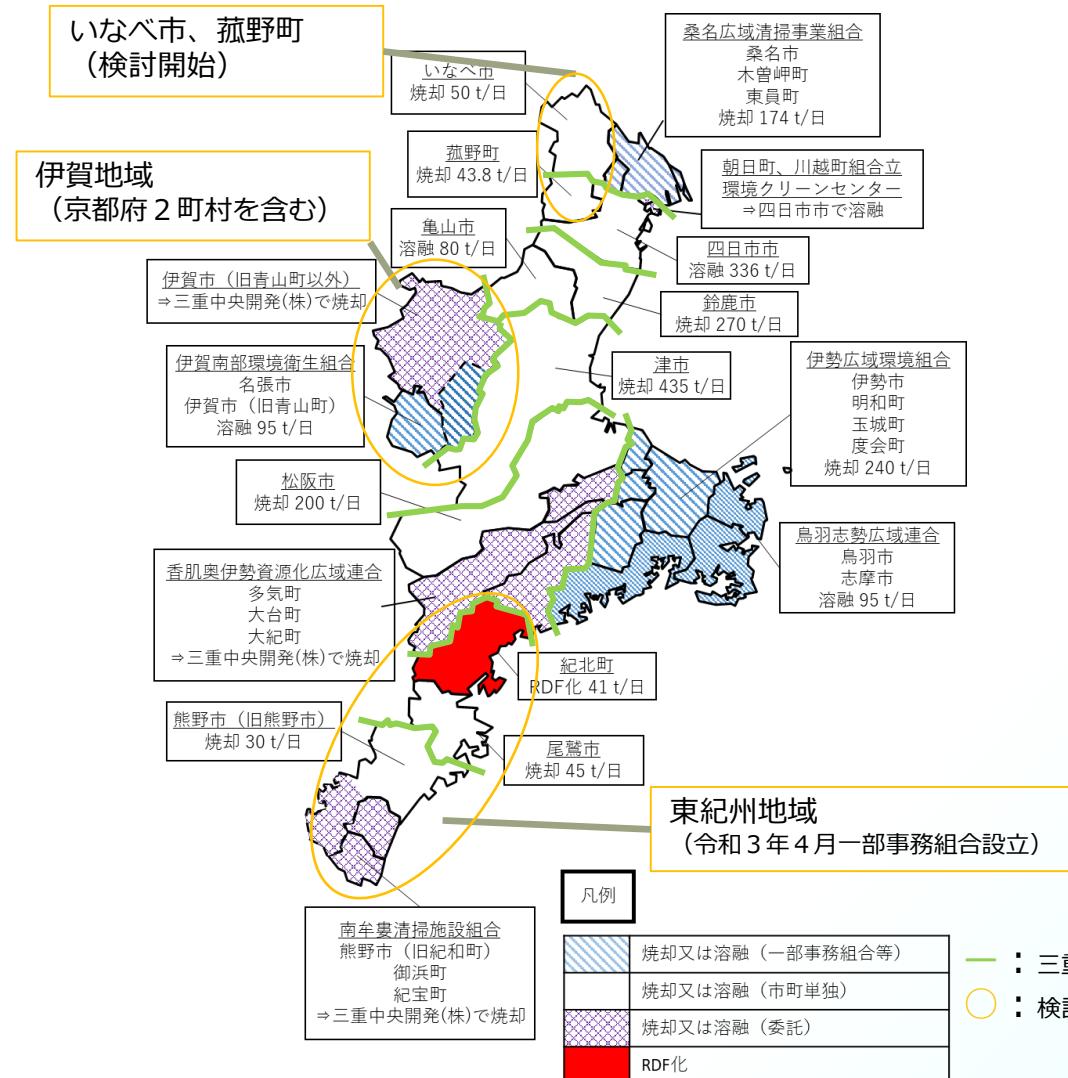
# 今後のごみ処理広域化検討のスケジュール

項目	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会 ごみ処理広域化検討協議会		【5月1日】 第1回協議会			【9月上旬】 基本構想策定 業務委託契約 (予定)					第2回協議会（予定）		
附属機関 基本構想策定業務		【主な内容】 ・規約に基づく規程等の整備について ・検討委員会の委員候補者の決定について ・検討委員会への諮問内容について ・今後のごみ処理広域化検討のスケジュールについて		【6月3日】 第1回委員会		【11月下旬～ 12月上旬】 第2回委員会 (予定)				【主な内容】 ・基礎調査について ・広域化に向けた現状分析について ・将来予測について ・令和7年度予算（案）及び事業計画（案）について		第3回委員会 (予定)
		【主な内容】 ・委員の委嘱 ・会長、副会長の選任 ・会長への諮問書の提出 ・基本構想（検討内容）の確認 ・今後のスケジュールの確認		【主な内容】 ・基礎調査 ・広域化に向けた現状分析 ・将来予測						【主な内容】 ・広域化事業に必要な検討事項 ・施設整備について ・業者アンケート項目確認		

# 今後のごみ処理広域化検討のスケジュール

項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会 ごみ処理広域化検討協議会	第3回協議会 (予定)				第4回協議会 (予定)			パブリックコメントの実施(予定)			第5回協議会 (予定)	
	【主な内容】 ・広域化事業に必要な検討事項について ・施設整備について ・業者アンケート項目について				【主な内容】 ・業者アンケート結果について ・広域化の検討と整理について ・基本構想の骨子検討						【主な内容】 ・基本構想(案)答申	
附属機関 基本構想策定業務				第4回委員会 (予定)		第5回委員会 (予定)			第6回委員会 (予定)			
				【主な内容】 ・業者アンケート結果報告 ・広域化の検討と整理		【主な内容】 ・基本構想(案)中間案の検討			【主な内容】 ・パブリックコメント意見への対応 ・基本構想(案)答申案の確認			

# 三重県のごみ処理の広域化の状況について



県内のごみ処理施設の推移  
(施設数・処理能力)

	H9	H19	R5
焼却処理 施設	30t/日未満	24	10
	30~50t/日	7	6
	50~100t/日	0	1
	100~300t/日	7	8
	300t/日以上	1	1
	<b>合計</b>	<b>44</b>	<b>26</b>
ごみ燃料化施設	0	7	2
<b>合計</b>	<b>44</b>	<b>33</b>	<b>17</b>

	H9	H19	R5
能力合計 [t/日]	焼却処理施設	2,487	2,419
	ごみ燃料化施設	0	485
	<b>合計</b>	<b>2,487</b>	<b>2,904</b>

■：三重県ごみ処理広域化計画(H10.10)の広域化ブロック  
○：検討中の広域化

## 三重県循環型社会形成計画(R3.3) 抜粋

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、少子高齢化・人口減少などを見据えつつ、市町の事情を踏まえ、各々の意思決定に基づき、その方向性を決定していく自治事務の基本にのっとり、市町の意向を十分に斟酌しながら、県として必要な協力、調整を行っていきます。

# 京都府のごみ処理の状況・広域化ブロック

## ◆京都府ごみ処理広域化プラン(R5.12)における 広域化ブロックの概要



ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 (※1)		人口(人) (※3)	面積 (㎢)
		施設数	現有能力 (t/日)(※2)		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市(※4)、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合(※4)	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市の RDF 化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年4月現在）

※3 住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7（2025）年度末から稼働予定

## ◆ごみ排出量等の現状と将来予測(府推計)

### ・ごみ総排出量

R3:730千トン → R12:625千トン → R22:532千トン

### ・焼却処理量

R3:599千トン → R12:488千トン → R22:392千トン

# 資料編

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

## (共同設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会とする。

## (委員会の執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

## (委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

## (委員会の組織)

第5条 委員会は、委員15人以内で組織する。

## (委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

## (委員の任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

## (会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、伊賀市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関する議事に参与することができない。

## (委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (委員会の事務を補助する職員)

第11条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

## (歳入歳出予算)

第12条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

## (負担金)

第13条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

- 2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

## (特定の事務に要する経費)

第14条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第1項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するにしなければならない。

## (委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第15条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）に

ついては、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

## (委員の身分の取扱いに関する条例等)

第16条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

- 2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。
- 3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

## (補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

## 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会規約

## (協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

## (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会とする。

## (協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 伊賀市
- (2) 名張市
- (3) 笠置町
- (4) 南山城村

## (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する。

## (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、三重県伊賀市治田3547番地13伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く。

## (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもってこれを組織する。

## (会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長をもってこれに充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会規約

(委員)

第8条 委員は、構成市町村の長（会長又は副会長となる構成市町村の長を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会が担任する事務（以下「協議会事務」という。）に従事する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

2 構成市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該構成市町村の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適し

ない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会事務を掌理する。  
3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会規約

2 副会長又は委員のうち1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

## (会議の運営)

第15条 会議は、副会長及び委員のうち過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

## (構成市町村の長の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会が協議会事務を各構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を各構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなして、

協議会事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 伊賀市は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、協議会事務に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

## (歳入歳出予算)

第17条 協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会長が伊賀市長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行する。

## (経費の支弁の方法)

第18条 協議会に要する費用は、構成市町村がこれを負担する。

2 前項の規定により構成市町村が負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定める。

3 名張市、笠置町及び南山城村は、前2項の規定により負担する負担金を伊賀市に納付しなければならない。

# 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村 ごみ処理広域化検討協議会規約

## (財産の取得、管理及び処分の方法)

第19条 協議会事務の用に供する財産に関しては、構成市町村の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第16条の規定により、当該管理に関する伊賀市の条例等を構成市町村の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

## (その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

## (協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、構成市町村が協議によりその事務を承継する。

## (協議会の規程)

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、会議を経て協議会事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

## 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。